

（速度計等）

- 第70条** 速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第1項の告示で定める基準は、別添88「速度計の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添88「速度計の技術基準」の規定中3.3.中「 $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 4$ 」を「 $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 6$ （二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては $0 \leq V_1 - V_2 \leq V_2/10 + 8$ ）」に読み替えるものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、3.1.2.3.中「速度計の数値標識の間隔は一定でなくてもよい。」とあるのは「英国単位系を使用する国へ販売するための自動車については、速度計の速度をマイル毎時によって表示する場合にあっては、速度計の目盛標識は、1、2、5又は10マイル毎時のいずれかで、速度計の数値標識は、10マイル毎時又は20マイル毎時から始め20マイル毎時以下の間隔で、表示しなければならない。ただし、速度計の数値表示の間隔は一定でなくてもよい。また、英国単位系を使用する国へ販売するための自動車であって、速度計の速度をキロメートル毎時又はマイル毎時のいずれによっても表示することができるものについては、速度計の速度は、継続してそのいずれかによって表示しなければならない。」と読み替えるものとする。
- 2 走行距離計の表示、取付位置等に関し、保安基準第46条第2項の告示で定める基準は、協定規則第39号の規則5.5.に定める基準とする。